

2019年9月10日
一般社団法人全国地方銀行協会

議決権保有制限（いわゆる「5%ルール」）の緩和に関する
銀行法施行規則の一部改正案に対する意見・質問

当協会の規制改革要望に対し迅速に検討いただき、議決権保有制限（いわゆる「5%ルール」）の緩和に関する改正案を提示いただいたことを高く評価する。

今後、施行後の状況を踏まえつつ、銀行がより積極的に地域活性化や取引先支援に関与する観点から、銀行本体による地域活性化事業会社および事業承継会社への議決権5%超の保有を認めるなど、5%ルールの更なる緩和を検討いただきたい。また、投資専門子会社経由での事業承継会社の5%超出資の期間について、5年では不足するケースも想定されるため、施行後の状況を踏まえつつ、期間の延長を検討いただきたい。

「第17条の2第8項2号」（専門子会社の業務等）について

- ・「前号の事業計画について、次のいずれか（弁護士、公認会計士等）に該当するものが関与して策定していること」とある。この点、必ずしも事業計画の策定に直接的に関与していなくても、事業計画の策定における調査検証や助言、計画策定後のフォローアップ等に弁護士等が関与している場合（「私的整理に関するガイドライン」による再生案件で弁護士等が関与する案件等）も、本要件を満たしていると理解してよいか。
- ・「イ 官公署」、「ロ 商工会又は商工会議所」、「ハ イ又はロに準ずるもの」とある。「ハ」には中小企業再生支援協議会が含まれると理解してよいか。

以上